

付1：標準産業分類改訂に関する諮問および答申

(諮問)

行管甲第12号

昭和41年2月18日

統計審議会長

山内二郎 殿

行政管理庁長官

福田篤泰

諮問第105号

統計調査に用いられる産業分類の基準の設定について

統計調査に用いられる産業分類の基準の設定について、貴会の御審議を得たい。

理由

現行の日本標準産業分類は、近年の産業構造の変化からみて、現実に適合しない点が生じたためこれを改める必要がある。

(答申)

統審議第3号

昭和42年2月17日

行政管理庁長官

松平勇雄 殿

統計審議会会长

山内二郎

諮問第105号の答申

統計調査に用いられる産業分類の基準の設定について

日本標準産業分類の改正について審議した結果、現状では別紙のように改正することが適當であるという結論を得たので答申する。

今回の審議においては日本標準産業分類の体系のたて方の根本問題についても討議が行なわれたが、近く国際標準産業分類の改正が予定されている等の事情もあって改正を必要最小限度にとどめた。したがって残された問題点については、日本標準産業分類の根本的改善のため今後さらに研究を続ける必要がある。

付2：改訂作業要領および関係者

1. 改訂作業要領

(1) 作業の方針

(2) 改訂の理由

日本標準産業分類は、昭和38年1月に改訂がおこなわれたが、それはごく一部の改訂に

とどまっているので、現行の分類は昭和32年5月の改訂分類とほとんど同じであるといえよう。

しかし、ここ数年来における日本経済の急速な成長にともない産業構造にも著しい変化がみられるようになってきたので、産業分類の適用上現状に適合しない部分が生じてきた。

(四) 改訂のねらい

別紙日本標準産業分類改訂方針に基づき産業分類に関する一般原則、各大分類における総説、分類項目、内容例示などのうち現状に適合しない部分について改訂作業をおこなう。

(五) 改訂作業期間

改訂作業は、昭和41年度末までに完了することを目標とする。したがって諸般の準備が整い次第改訂作業に着手することとし、改訂原案は概ね昭和41年12月末までに完成させる。昭和42年1月から3月末までの間は、改訂原案の整理、本印刷の期間に当てる。

(2) 作業組織

(イ) 統計審議会産業分類部会

(a) 任 務

統計審議会の専門部会として日本標準産業分類改訂の大綱と方針を決め、改訂原案ならばに改訂作業中に生じた問題点などを審議し、統計審議会の答申案を作成する。

(b) 構 成

統計審議会の一部委員および専門委員をもって構成する

(ロ) 小委員会

(a) 任 務

部会の決定に基づき各担当部門の審議をおこない、その結果を部会長に報告する。

(b) 構 成

小委員会主査（産業分類専門委員の中から部会長が指名する）および小委員会委員（官庁の関係官および民間の専門家）をもって構成する。

(c) 小委員会の区分

次の6小委員会とする。

第1小委員会：農業、林業、狩猟業および漁業、水産養殖業

第2小委員会：鉱業、卸売業、小売業、製造業、電気、ガス、水道業

第3小委員会：建設業、不動産業

第4小委員会：金融、保険業

第5小委員会：運輸、通信業

第6小委員会：サービス業、公務

(ハ) 幹事会

(a) 任 務

部会および小委員会の運営および審議内容に関し、関係機関相互間の連絡および所属機関を代表する意見の交換をおこなう。

(b) 構 成

関係各省庁および行政管理庁の産業分類担当官をもって構成する。

2. 関 係 者

(1) 産業分類部会

部会長	森 数樹	統計審議会委員
委 員	美濃部 亮吉	"
"	古 藤 利久三	"
"	日 野 源四郎	最高裁判所事務総局総務局統計課長
"	水 野 坦	総理府統計局統計調査官
"	高 橋 繁	経済企画庁調査局統計課長
"	林 大 造	大蔵省大臣官房調査課長
"	角 田 屬 作	厚生省統計調査部統計調査官
"	後 藤 伝一郎	農林省統計調査部管理課長
"	並 木 正 人	通商産業省調査統計部管理課長
"	一 戸 定 幸	運輸省統計調査部管理課長
"	佐 久 間 清 二	郵政省経理局経営分析課長
"	森 山 真 弓	労働省労働統計調査部雇用統計課長
"	内 山 謙	建設省計画局調査統計課長
"	加 藤 信	日本銀行統計局金融統計課長

(2) 第1小委員会（農業、林業、狩猟業、漁業、水産養殖業担当）

主 査	後 藤 伝一郎	農林省統計調査部管理課長
委 員	小 沢 寿 雄	" 大臣官房調査課
"	河 西 克 員	" 農林經濟局総務課
"	岩 村 信	" 農政局農政課
"	石 井 安 雄	" 農地局經濟課
"	植 松 佳 彦	" 畜産局畜政課
"	村 田 博	" " 食肉鷄卵課
"	郡 山 久 春	" 蚕糸局蚕業課
"	生 玉 今朝雄	" " 糸政課
"	島 崎 一 男	" 園芸局総務課
"	長 谷 川 正 英	" 統計調査部管理課
"	渡 辺 元 芳	食糧庁総務部調査課

委 員	材 本 正 昭	林野庁林政部調査課
"	仁 科 芳 文	" " "
"	平 沢 豊	水産庁漁政部企画課
"	椎 名 南	総理府統計局調査部国勢統計課
"	安 藤 明	" " 経済統計課
"	安 藤 隆 紹	" 製表部人口製表課
"	田 代 兼 光	通商産業省調査統計部管理課

(3) 第2小委員会(鉱業、卸売業、小売業、製造業、電気、ガス、水道業担当)

主 査	並 木 正 人	通商産業省調査統計部管理課長
委 員	田 中 展 男	" " 商業統計課長(昭和41年10月まで)
"	山 本 義 淳	" " " (昭和41年10月より)
"	木 村 喬 賴	" " 工業統計課長
"	吉 田 稔	" " 統計解析課長
"	鶴志田 清	" " 製表課長
"	福 田 久 光	" " 鉄鋼統計管理官
"	永 田 利 雄	" " 機械統計管理官
"	半 田 幸 三	" " 繊維雑貨統計管理官
"	佐 野 英 夫	" " 化学工業統計管理官
"	鶴 田 哲 也	" " 鉱業統計管理官
"	小 富 山 花 咲	" " 石炭統計管理官
"	伊 藤 信 光	" " 管理課(昭和41年7月まで)
"	本 多 秀 久	" " " (昭和41年8月より)
"	田 代 兼 光	" " "
"	本 多 末 吉	" " 商業統計課
"	中 島 登 喜 雄	" " "
"	伊 達 誠	" " "
"	寺 田 清 一	" " 工業統計課
"	丸 山 大 典	" " "
"	伊 藤 周 一	" " 鉄鋼統計調査室
"	杉 浦 新	" " "
"	乗 田 市 藏	" " 機械統計調査室
"	渡 辺 万 治	" " "
"	大 山 昭 夫	" " "
"	吉 野 稔	" " 繊維雑貨統計調査室
"	海老原 俊 彦	" " "

委 員	伊 藤 信 夫	"	"	"
"	小 島 友 宇	"	"	"
"	府 金 周 造	"	"	"
"	山 本 重 己	"	"	"
"	山 名 鉄 三	"	"	化 学 工 業 統 計 調 査 室
"	塚 越 聖	"	"	" (昭和41年8月まで)
"	山 田 善 作	"	"	" (昭和41年9月より)
"	川 井 康 文	"	"	鉱 業 統 計 調 査 室
"	角 田 和 雄	"	"	"
"	倉 橋 喜 久 治	"	"	石 炭 統 計 調 査 室
"	植 田 稔 久	"	大臣官房調査課	
"	梅 沢 泉	"	"	
"	大 沼 紀 哉	"	通 商 局 調 査 課	
"	森 清 囂 生	"	重 工 業 局 重 工 業 課	
"	大 橋 桂 次	"	纖 維 雜 貨 局 政 策 課	
"	渋 谷 勇	"	"	纖 維 製 品 課
"	高 木 理	"	"	原 料 紡 織 課
"	小 久 保 鑒	"	"	"
"	中 村 貴 一	"	"	雜 貨 第 一 課
"	本 杉 五 郎	"	"	雜 貨 第 二 課
"	土 山 以 佐 美	"	"	紙 業 課
"	清 水 克 男	"	化 学 工 業 局 化 政 課	
"	稻 葉 実	"	"	化 学 第 1 課
"	鈴 木 晃	"	"	化 学 第 2 課
"	山 中 正 美	"	"	化 学 第 3 課
"	吉 井 純 行	"	"	"
"	松 本 文 雄	"	"	窯 業 建 材 課
"	木 村 忠 夫	"	鉱 山 局 鉱 政 課	
"	土 居 征 夫	"	石 炭 局 炭 政 課	
"	田 中 金 治	"	公 益 事 業 局 公 益 事 業 調 査 課	(昭和41年8月まで)
"	栗 原 勝 美	"	"	(昭和41年9月より)
"	松 永 嶽 雄	"	"	ガス課 (昭和41年9月まで)
"	沼 倉 吉 彦	中 小 企 業 庁 長 官 官 房 調 査 課		
"	榎 元 宏 明	"	"	
"	権 名 甫	總 理 府 統 計 局 調 査 部 国 勢 統 計 課		

委員	安藤 明	" " 経済統計課
"	安藤 隆紹	" 製表部人口製表課
"	里田 武臣	経済企画庁調査局統計課
"	小沢 孝雄	農林省大臣官房調査課
"	岩村 信	" 農政局農政課
"	郡山 久春	" 蚕糸局蚕業課
"	生玉 今朝雄	" " 糸政課
"	長谷川 正英	" 統計調査部管理課
"	渡辺 元芳	食糧庁総務部調査課
"	材本 正昭	林野庁林政部調査課
"	仁科 芳文	" "
"	平沢 豊	水産庁漁政部企画課
"	小塙 直	運輸省統計調査部管理課
"	竹本 正男	" "
"	網本 汀司	" 船舶局造船課
"	谷田 俊継	" " 関連工業課
"	河口 武	" 鉄道監督局車両工業課
"	浅井 俊明	" 自動車局総務課
"	鳥谷部 陽二郎	厚生省薬務局企業課
"	木内 利	" "
"	竹内 勝	" 薬務局薬事課
"	小林 昭二	" 統計調査部管理課
"	森 豊	建設省計画局調査統計課
"	丹野 一	日本鉄鋼連盟
"	新宗 雄	日本紡績協会
"	大羽 政行	日本化学繊維協会
"	真壁 重夫	紙パルプ連合会
"	斎藤 孝夫	日本鉱業協会
"	岡本 茂樹	日本電線工業会
"	佐藤 武男	石油連盟
"	野村 進	軽金属協会
"	高橋 宏基	日本伸銅協会
"	中津川 正一	日本石炭協会
"	西尾 俊郎	日本コークス協会
"	平川 芳彦	日石化学株式会社
"	西脇 順三郎	住友化学株式会社

委員 堀子恒雄 日本曹達株式会社
 " 舟治正平 タール協会
 " 土野真一 日本無機薬品協会
 " 大島竹治 日本化学工業協会

(4) 第3小委員会(建設業、不動産業担当)

主査 内山諫 建設省計画局調査統計課長
 委員 増岡康治 " 大臣官房技術調査官
 " 森 豊 " 計画局調査統計課
 " 高比良和雄 " " 建設業課
 " 青木正次 " " 建設振興課
 " 原健彦 " " 宅地部宅地政策課
 " 植名甫 総理府統計局調査部国勢統計課
 " 安藤明 " " 経済統計課
 " 安藤隆紹 " 製表部人口製表課
 " 国府田桂一 経済企画庁調査局統計課
 " 小沢孝雄 農林省大臣官房調査課
 " 石井安雄 " 農地局経済課
 " 長谷川正英 " 統計調査部管理課
 " 田代兼光 通商産業省調査統計部管理課
 " 徳永勇雄 明治大学教授
 " 益田重華 建設工業経営研究会
 " 勝俣広作 第一工業株式会社
 " 宮里良保 電設工業会
 " 高橋卯之助 建装工業株式会社
 " 河野彰 株式会社大林組
 " 渡辺信也 不動産協会

(5) 第4小委員会(金融、保険業担当)

主査 林大造 大蔵省大臣官房調査課長
 委員 今永伸二 " 調査課
 " 岡崎洋 " "
 " 天谷良三 " "
 " 植名甫 総理府統計局調査部国勢統計課
 " 安藤明 " " 経済統計課
 " 安藤隆紹 " 製表部人口製表課
 " 河西克員 農林省農林経済局総務課
 " 長谷川正英 " 統計調査部管理課

委 員 田 代 兼 光 通商産業省調査統計部管理課
" 鈴 木 喜一郎 郵政省貯金局規画課
" 藤 井 秀 男 " 簡易保険局数理課
" 加 藤 武 樹 日本銀行統計局金融統計課

(6) 第5小委員会(運輸、通信業担当)

主 査 一 戸 定 幸 運輸省統計調査部管理課長
委 員 小 壇 直 " " 管理課
" 竹 本 正 男 "
" 磯 野 一 衛 " 海運局総務課(昭和41年6月まで)
" 高 橋 浩 治 " " (昭和41年7月より)
" 白 滝 文 雄 " 港湾局港政課
" 島 崎 昭 " 鉄道監督局総務課(昭和41年11月まで)
" 室 伏 勝 己 " 民営鉄道部監理課(昭和41年12月より)
" 浅 井 俊 明 " 自動車局総務課
" 北 原 賢二郎 " 航空局監督課(昭和41年8月まで)
" 香 田 道 夫 " " (昭和41年9月より)
" 木 村 操 " 觀光局計画課
" 萩 生 勇 二 日本国鉄道總裁室文書課
" 竹 内 敬 三 " 事務管理統計部
" 椎 名 甫 総理府統計局調査部国勢統計課
" 安 藤 明 " " 経済統計課
" 安 藤 隆 紹 " 製表部人口製表課
" 長 谷 川 正 英 農林省統計調査部管理課
" 渡 辺 元 芳 食糧庁総務部調査課
" 田 代 兼 光 通商産業省調査統計部管理課
" 岩 崎 拓 郵政省郵務局管理課
" 財 津 康 治 " 電波監理局総務課

(7) 第6小委員会(サービス業、公務担当)

主 査 水 野 坦 総理府統計局統計調査官
委 員 佐 藤 堅 哉 " 調査部労働力統計課
" 椎 名 甫 " " 国勢統計課
" 安 藤 明 " " 経済統計課
" 島 村 登 雄 " 製表部人口製表課
" 大 野 光 三 " " "
" 稲 崎 昭 三 " " "

委員	安藤 隆紹	"	"	"
"	坂本 八郎	"	"	経済製表課
"	甲高 忠男	"	統計職員養成所庶務課長	
"	野口 貢	経済企画庁経済研究所国民所得部		
"	岡本 昭	文部省調査局統計課		
"	榎 勝	厚生省環境衛生局環境衛生課		
"	小池 淳夫	"	統計調査部管理課	
"	小沢 孝雄	農林省大臣官房調査課		
"	植松 佳彦	"	畜産局畜政課	
"	宮田 万司	"	"	衛生課
"	長谷川 正英	"	統計調査部管理課	
"	渡辺 元芳	食糧庁総務部調査課		
"	村本 正昭	林野庁林政部調査課		
"	仁科 芳文	"	"	
"	平沢 豊	水産庁漁政部企画課		
"	田代 兼光	通商産業省調査統計部管理課		
"	小塙 直	運輸省統計調査部管理課		
"	竹本 正男	"	"	
"	浅井 俊明	"	自動車局総務課	
"	財津 康治	郵政省電波監理局総務課		
"	森 豊	建設省計画局調査統計課		

(8) 幹事会

幹事	助川 宏	行政管理庁統計基準局統計審査官		
"	水谷 弘	"	"	審査室
"	矢野 一夫	"	"	"
"	吉田 俊一	"	"	"
"	椎名 甫	総理府統計局調査部国勢統計課		
"	安藤 明	"	"	経済統計課
"	安藤 隆紹	"	製表部人口製表課	
"	小川 雅敏	経済企画庁調査局統計課		
"	柏村 恒雄	大蔵省大臣官房調査課		
"	岡本 昭	文部省大臣官房統計課		
"	小林 昭二	厚生省統計調査部管理課		
"	小池 淳夫	"	"	
"	長谷川 正英	農林省統計調査部管理課		

"	伊藤信光	通商産業省調査統計部管理課	(昭和41年7月まで)	
"	本多秀久	"	"	(昭和41年8月より)
"	田代兼光	"	"	
"	竹本正男	運輸省統計調査部管理課		
"	正井吉千代	郵政省經理局經營分析課		
"	木内 黙	"	"	
"	久米益雄	労働省労働統計調査部庶務課		
"	森 豊	建設省計画局調査統計課		
"	藤本 隆	日本銀行統計局金融統計課		

付3：統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令

昭和26年4月30日政令第127号抄

改正昭和27年7月31日政令第297号

内閣は、統計法（昭和22年法律第18号）第3条第2項および第8条第2項の規定に基きこの政令を制定する。

（用語の定義）

第1条 この政令において、左の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1 統計調査 統計法第3条に定める指定統計調査並びに届出をする統計調査の範囲に関する政令（昭和25年政令第58号）第2条の規定によって届出をする統計調査（以下「届出をする統計調査」という。）のうち、国、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本銀行および日本商工会議所が行うものをいう。

2 調査実施者 指定統計調査の実施者並びに届出をする国の機関、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本商工会議所をいう。

（産業分類）

第2条 調査実施者は、統計調査の結果を産業別に表示する場合においては、行政管理庁長官が公示する分類の基準および分類表によらなければならない。ただし、特に必要がある場合においては、大分類項目を除く分類項目について、その直下位分類項目を細分し、または直上位の一の分類項目のいずれかを集約することができる。

2 調査実施者は、前項の規定によって使用した分類および分類表の名称を当該統計調査の結果の表示に記載しなければならない。

第3条（略）

（特例）

第4条 調査実施者は、この政令により難い場合においては、行政管理庁長官の承認を

得て、これと異なる分類を用いることができる。

附 則

この政令は、昭和26年5月1日から施行する。ただし、この政令施行の日前に実施した統計調査（継続して実施している統計調査のこの政令施行の日前に実施した部分を含む。）の結果を表示する場合においては適用しない。

付4：統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の

第2条（産業分類関係）および第4条（特例）の解説

（昭和26年6月4日 26統委事第389号による統計委員会

事務局長から関係各機関あての通知）

1 第2条第1項の解釈について

(イ) 第2条第1項の「統計調査の結果を産業別に表示する場合」とは、統計調査の結果を事業所の経済活動の種類によって表示する場合をいう。したがって事業所を調査単位とする調査においてはもち論、人の属性を産業別に表示する場合も、その人が所属する事業所の経済活動の種類によって表示するものとする。ただし、時によっては事業所以外のたとえば企業、作業などを調査単位とする調査もあるが、その場合においては企業または作業の経済活動と解してここに含まれるものとする。

(ロ) 第2条第1項の「行政管理庁長官が公示する分類表によらなければならない。」とは、行政管理庁長官が公示する分類表（以下公示分類表といふ）そのままによらなければならないということである。ただし、統計調査の結果を表示するのに、必ずしも公示分類表の全体系を表示しなければならないという意味でなく、当該統計調査の結果を表示する必要な範囲の分類項目が、公示分類表にある項目そのままであればよい。たとえば公示分類表で製造業に関する部分の分類表のみを必要とする場合は、製造業以外の分類表を表示する必要はない。

また、公示分類表に大分類、中分類、小分類および細分類の四段階があるので、そのうちの一分類だけをそのまま使用してもよい。しかし、これをくくって上位の分類表を用いる場合には必ず公示分類表そのままでなければならない。

(ハ) 第2条第1項の「但し、特に必要がある場合においては、大分類項目を除く分類項目についてその直下位分類項目を细分し、または直上位の一の分類に属する分類項目のいづれを集めることができる。」とは、公示分類表そのままによれない場合は、公示分類表の項目について、大分類項目以外の項目を细分あるいは集約し、かくて得た分類表によって統計調査の結果を表示することができるということをいう。ただし、公示分類表の項目を细分し、あるいは集約する方法はつぎに定める所によらなければならぬ。すなわち

(1) 公示分類表の大分類項目は集約することができない。いいかえれば公示分類表の

大分類項目を集約して、これ以上簡単な分類表にはできないのである。

(2) 公示分類表の中分類項目およびそれ以下の下位分類項目は、細分もしくは集約することができる。

(i) 細分するにはつぎの方法による

たとえば、所要の分類項目が中分類項目を細分して得られるとき、その細分の方法は、細分しようとする中分類項目に属する小分類項目のいずれかを、そのまままたは小分類項目の幾つかを合せたものを中分類に引き上げてこれを細分する項目に使用するか、あるいはまたいずれかの一つの小分類項目を細分したものの中分類に引き上げて、これを細分する項目に使用するか、いずれかでなければならない。このことは小分類についても同様であるが、細分類をさらに細分する場合は調査実施者の自由である。

(ii) 集約する場合はつぎの方法による

所要の分類が公示分類項目を集約してえられる場合は、同一中分類項目に属する公示分類表の小分類項目そのままを集約し得るが、異なる中分類項目にわたって公示分類表の小分類項目を集約することはできない。また、幾つかの小分類項目の内容の一部分をとってこれを集約し新しい分類項目を設けることもできない。このことは公示分類表の中分類項目あるいは細分類項目を集約する場合も同様である。

2 第2条第2項について

調査実施者が統計調査の結果を産業別に表示する場合には、使用した分類および分類表の名称を当該統計表の表題もしくは注記などに明示しなければならない。この場合は、分類の名称は「日本標準産業分類」分類表はその内の大、中、小、細分類のいずれかによったかを記載することとする。

なお、集約細分をおこなった場合はその箇所または方法についての注を併記すること。

3 第4条の規定にもとづく手続について（特例）

第2条第1項（産業分類関係）および第3条（疾病、傷害および死因分類関係）の規定にもとづいて、所要の分類を得ることができない場合は、第2条第1項および第3条の規定にもとづく以外の分類を使用することができる。ただし、この場合は、行政管理庁長官にその理由を付して、当該分類を統計調査の結果の表示に使用することの承認申請すること。

右の承認申請にはつぎの事項を記載すること。

産業分類についての記載事項

- (イ) 調査実施者名
- (ロ) 統計調査の名称
- (ハ) 調査の単位および調査の範囲

(二) 使用する分類表（できれば分類の作り方および公示分類表との比較ならびに使用方法を添記する）

4 分類の基準について

行政管理庁長官が公示する産業分類の分類基準は、当分の間、行政管理庁刊行の「日本標準産業分類第1巻分類項目名、説明および内容例示」に掲げる分類基準を準用するものとする。

付5：統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令に基いて告示した産業分類

◎昭和26年4月30日統計委員会告示第6号（昭和26年5月1日施行）

統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基いて、分類の名称および分類表を次のように定めた。

昭和26年4月30日

統計委員会委員長 大内 兵衛

一 分類の名称 日本標準産業分類

二 分類表 (省略)

◎改正昭和28年3月31日行政管理庁告示第8号（昭和28年4月1日施行）

◎改正昭和29年2月27日行政管理庁告示第4号（昭和29年3月1日施行）

◎改正昭和32年5月1日行政管理庁告示第19号（昭和33年1月1日以後に実施する統計調査から適用）

◎改正昭和38年1月12日行政管理庁告示第2号（昭和38年4月1日以後に実施する統計調査から適用）

◎改正昭和42年5月1日行政管理庁告示第38号

統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づき、昭和26年統計委員会告示第6号（統計調査に用いる産業分類の名称及び分類表を定める件）の一部を次のように改正し、昭和43年1月1日（以下「適用日」という。）以後に実施する統計調査（継続して実施している統計調査の適用日以後に実施する部分を含む。）の結果の表示に適用する。ただし、適用日以前に実施する統計調査の結果の表示であっても、改正後の分類表によることができる。

昭和42年5月1日

行政管理庁長官 松平 勇雄

二 分類表の表を次のように改正する。

第2項 主要な改訂点

今回の改訂では、分類項目の新設、削除、移動のほか分類項目名、説明、内容例示の変更などがおこなわれた。以下に改訂の態様別に主要な改訂点を列挙する。なお改訂点は分

類項目の移動、分割、統合、その他にわけて整理した

[注]1. 「分類項目の移動」については大分類間の移動と、中分類間の移動に分けて整理した。

2. 「分割」には1つの項目を新たに2以上の項目に細分したもの、「統合」には2以上の項目を1つの項目にまとめたものを含め、中分類、小分類、細分類ごとに整理した。
3. バスケット項目（その他の……、他に分類されない……）から一部を分離、特掲したものあるいは從来分類箇所が不明であったものについて項目を特掲したものは、「分類項目の新設」とし、項目を他の項目に吸収合併させたものは、「分類」項目の廃止として整理した。

I 一般原則について

従来自家用倉庫は倉庫業に分類されていたが、自家用補修工事および鉄道業と同様に付随事業所の特例扱として、主事業所と同じ産業に分類することにした。

II 分類項目の移動について

1. 大分類間の移動

	旧	新
(1)獣医業	サービス業(888)	農業(0531)
(2)もやし製造業	A農業(0141特殊園芸農業)	F製造業(1927こうじ、種こうじ、麦芽、もやし製造業)
(3)貸間業	Lサービス業(8021貸間、下宿業)	I不動産業(5922)
(4)建物建売業(自ら建築施工する事業所のみ)	I不動産業(5931建売業)	E建設業(1511一般土木建築工事業、1551建設工事業(木造建築を除く)、1561木造建築工事業のいずれか)
(5)土地売買業(自ら労務者を使用し、土地造成をおこないそれを分譲する事業所のみ)	I不動産業(5932土地売買業)	E建設業{1521土木工事業(はさみ、しゅんせつを除く)}
(6)不動産鑑定業	I不動産業(5999他に分類されない不動産業)	Lサービス業(8799他に分類されない他の専門サービス業)
(7)放送業	J運輸通信業(683放送業)	Lサービス業(81放送業)
(8)執行吏役場	Lサービス業(8921執行吏役場、公証人役場、司法書士事務所)	M公務(971国家事務)
(9)待合	Lサービス業(8751置屋、待合、貸席業)	G卸売業、小売業(4641料理、割ぼう店)
(10)福祉事務所	M公務(981地方事務)	Lサービス業(9222福祉事務所)

2. 中分類間の移動

	旧	新
(1)動植物油脂製造業	26—化学工業(265動植物油脂製造業)	18—19—食料品、たばこ製造業 (191動植物油脂製造業)
(2)鏡縁、額縁製造業	22—木材、木製品製造業(家具を除く)(2293鏡縁、額縁製造業)	23—家具、装備品製造業(2394鏡縁、額縁製造業)
(3)活字製造業	34—機械製造業(電気機械器具	25—出版、印刷、同関連産業

(4)毛皮製造業	を除く) (3464印刷、製本、紙工機械製造業)	(2592植字、鉛版等製造業)
(5)魔法びん製造業	39—その他の製造業 (3999他に分類されないその他の製造業)	29—なめしかわ、同製品、毛皮製造業 (298 毛皮製造業)
(6)鉄鋼熱処理業	30—窯業、土石製品製造業 (3017), 33—金属製品製造業 (3329他に分類されない金物類製造業)	39—その他の製造業 (3995), ただし、魔法びん用ガラス製中びん製造業は3019 その他のガラス、同製品製造業
(7)非鉄金属熱処理業	31—鉄鋼業 (3193 鉄鋼熱処理業)	33—金属製品製造業 (3358金属熱処理業)
(8)船用機関製造業	32—非鉄金属製造業 (3299 その他の非鉄金属製造業)	33—金属製品製造業 (3358金属熱処理業)
(9)ルームクーラー製造業のうち、ウインドタイプエアコンディショナー製造業	34—機械製造業 (電気機械器具を除く) (3414船用機関製造業)	36—輸送用機械器具製造業 (3644舶用機関製造業)
(10)ガソリンスタンド	34—機械製造業 (電気機械器具を除く) (3483冷凍機、温湿調整装置製造業)	35—電気機械器具製造業 (3521民生用電気機械器具製造業)
(11)通運業	40~41—卸売業 (4072石油卸売業)	49—その他の小売業 (4931ガソリンステーション)
(12)はしけ運送業	67—運輸に付帯するサービス業 (6712通運業)	62—道路貨物運送業 (6241通運業)
(13)貸自動車業 (非営業用)	64—水運業 (6432はしけ運送業)	66—運輸に付帯するサービス業 (6611港湾運送業)
(14)貸自動車業 (営業用)	81—対個人サービス業 (8172物品販賣業)	82—自動車整備および自動車関連サービス業 (8231)
(15)娯楽用物品販賣業 (娯楽場所における販賣のみ)	83—対事業所サービス業 (8399他に分類されない対事業所サービス業)	82—自動車整備および自動車関連サービス業 (8231)
(16)医学、歯学、薬学試験施設	81—対個人サービス業 (8172物品販賣業)	80—娯楽業 (映画を除く) (892娯楽用物品販賣業)
(17)住宅、建物サービス業	88—医療保健業 (887 医学、歯学、薬学試験研究施設)	93—学術研究機関 (9314医学、薬学研究所)
(18)清掃業	94—その他のサービス業 (942住宅、建物サービス業)	86—その他の事業サービス業 (864 建物サービス業)
(19)へい獣取扱場	94—その他のサービス業 (941清掃業)	89—保健および清掃業 (594清掃業)
	94—その他のサービス業 (9499他に分類されないサービス業)	89—保健および清掃業 (8993へい獣取扱業)

III 中分類の統合、分割について

1. 統 合

旧	新
01 商品生産農業	01 農業 (農業的サービス業を除く)
02 非商品生産農業	
18 食料品製造業	18~19 食料品、たばこ製造業
19 たばこ製造業	
60 国有鉄道業	60 鉄道業
61 民公営鉄道業	
89 法務	
92 他に分類されない専門サービス業	87 他に分類されない専門サービス業

2. 分割

旧	新
81 対個人サービス業	77 洗たく、理容、浴場業 78 その他の個人サービス業
83 対事業所サービス業	84 協同組合（他に分類されない） 85 広告、調査、情報サービス業 86 その他の事業サービス業
88 医療保健業	88 医療業 89 保健および清掃業
93 非営利的団体	92 社会保健、社会福祉 93 学術研究機関 94 政治、経済、文化団体

IV 小分類の統合、分割について

1. 統合

旧	新
111 無煙炭鉱業（選別業を除く）	111 石炭鉱業（選別業を除く）
112 れき青炭鉱業（選別業を除く）	
132 工業原料用鉱物鉱業（別掲を除く）の一部	132—133 窯業製品原料用鉱物鉱業（耐火物、陶磁器、ガラス、セメント原料用に限る）
133 耐火原料用鉱物鉱業	
134 陶磁器原料用鉱物鉱業	134 化学製品および肥料原料用鉱物鉱業
136 物理的特性利用鉱物鉱業の一部	
132 工業原料用鉱物鉱業（別掲を除く）の一部	357 電子機器用および通信機器用部品製造業
135 肥料原料用鉱物鉱業	
355 電子管、半導体素子製造業	
3545 通信機械器具部分品、付属品製造業	
611 民営鉄道業	602 鉄道業（国有鉄道業を除く）
612 公営鉄道業	
621 民営旅客自動車運送業（民営鉄道によるもの）	
622 民営旅客自動車運送業（民営鉄道によらないもの）	
623 公営旅客自動車運送業（公営鉄道によるもの）	611 一般旅客自動車運送業
624 公営旅客自動車運送業（公営鉄道によらないもの）	
625 国有鉄道自動車運送業	

—2. 分割—

旧	新
061 育林業のうち請負によるもの	
062 製薪業、木炭製造業のうち請負によるもの	
063 木材代出業のうち請負によるもの	064 林業的サービス業
2. 分割	069 他の林業のうち山林種苗業 と林業に直結するサービス業
202 紡績業、ねん糸製造業	202 紡績業
461 飲食店	203 ねん糸、かさ高加工糸製造業 461 食堂、レストラン 462 そば、うどん店 463 すし屋 464 料理、割ぼう店 465 バー、キャバレー、ナイトクラブ 466 酒場、ビヤホール 467 喫茶店 469 他の飲食店
801 旅館	751 旅館 752 簡易宿泊所
814 理髪、理容業	773 理容業 774 美容業
815 浴場業	775 公衆浴場業 776 特殊浴場業 853 興信所
834 興信所、取立業	869 他に分類されない他の事業 サービス業
875 置屋、待合、貸席業	809 他の娯楽業 464 料理、割ぼう店
935 社会福祉事業団体	旧 935、936および981の一部を統合 細分割したもの
936 更生保護団体	921 社会保険事業団体 922 児童福祉事業 924 老人福祉事業 925 精神薄弱、身体障害者福祉事業 926 更生保護事業
981 地方事務の一部	929 他の社会保険、社会福祉

V 細分類の統合、分割について

1. 統 合

旧	新
a 製造業関係	
2051 綿、麻織物機械染色整理業	2061 綿、スフ、麻織物機械染色業
2052 スフ織物機械染色整理業	
2053 人絹織物機械染色整理業	2062 綿、人絹織物機械染色業
2054 絹織物機械染色整理業	
2051 } 2052 } のうちの織物機械整理業 2053 } 2054 }	2064 織物整理業
2421 パルプ製造設備をもった洋紙 製造業	2421 洋紙製造業
2422 パルプ製造設備をもたない洋 紙製造業	
2423 パルプ製造設備をもった板紙 製造業	2422 板紙製造業
2424 パルプ製造設備をもたない板 紙製造業	
2425 パルプ製造設備をもった機械 すき和紙製造業	2423 機械すき和紙製造業
2426 パルプ製造設備をもたない機 械すき和紙製造業	
2454 ソリッドファイバー箱、かん, チューブ、ドラム製造業	2454 ソリッドファイバー、パルカ ナイズドファイバー製品製造業
2455 パルカナイズドファイバー箱、 筒、チューブ、同類似品製造業	
2761 コークス、同副産物製造業	273 コークス製造業
2762 半成コークス、同副産物製造業	
b 金融、保険業関係	
5052 日本開発銀行	5043 開発金融機関
5054 北海道、東北開発公庫	

2. 分 割

旧	新
a 農業関係	
0141 特殊園芸農業	0141 温室栽培およびフレーム栽培農業 0149 その他の施設園芸農業
b 製造業関係	

1831	野菜かん詰, 果実かん詰, 農産保存食料品製造業	1831 野菜かん詰, 果実かん詰, 農産保存食料品製造業 (野菜つけ物を除く) 1832 野菜つけ物製造業 (かん詰, びん詰, つぼ詰を除く)
1851	精穀業	1851 精米業 1852 精麦業 小分類(189)に上げて細分割
1854	飼料, 有機質肥料製造業	1891 配合飼料製造業 1892 単体飼料製造業 1893 有機質肥料製造業
1861	砂糖精製業	1861 砂糖製造業 (砂糖精製業を除く) 1862 砂糖精製業
1871	生パン, 生菓子製造業	1871 生パン製造業 1872 生菓子製造業
2073	編レース製造業	2082 編レース製造業 2083 ポビンレース製造業
2121	下着製造業 (和式を除く)	2121 中衣製造業 2122 下着製造業 2123 捩整着製造業
2211	一般製材業	2211 一般製材業 2217 床板製造業
2222	合板製造業	2222 合板製造業 2224 パーティクルボード製造業
2811	タイヤ, チューブ製造業	2811 自動車タイヤ, チューブ製造業 2812 自転車タイヤ, チューブ製造業
2861	工業用ゴムベルト, ゴムホース, 工業用ゴム製品製造業	2831 ゴムベルト製造業 2832 ゴムホース製造業 2833 工業用ゴム製品製造業
3061	炭素, 黒鉛製品製造業	3061 炭素質電極製造業 3069 その他の炭素, 黒鉛製品製造業
3443	金属工作機械用, 金属加工機械用部分品, 付属品製造業 (機械工具を除く)	3443 金属工作機械, その他の金属加工機械付属品製造業 (機械工具を除く)
3496	金型, 同部品および付属品製造業	3452 織機, 編組機械製造業 3483 毛糸手編機械製造業
3452	織物, 編組機械製造業	3573 集積回路製造業
3545	通信機械器具部分品, 付属品製造業	3579 その他の電子機器用および通信機器用部分品製造業

3941	万年筆, シャープペンシル, ペン先製造業	3941 万年筆, シャープペンシル, ペン先製造業
3942		3942 ボールペン, マーキングペン 製造業
3961		3961 プラスチック板, 管, 棒, 繊 維手製造業
3962		3962 プラスチックフィルム, シー ト製造業
3963		3963 合成皮革製造業
3964		3964 プラスチック床材製造業
3965		3965 工業用プラスチック製品製造 業
3966		3966 プラスチック発泡 (発泡) 製品製造業
3967		3967 強化プラスチック製品製造業
3969	他に分類されない可塑物製品 製造業	3969 他に分類されないプラスチッ ク製品製造業
4051	医薬品卸売業 (医療用品を含 む)	4061 医薬品卸売業
4062		4062 医療用品卸売業
4571	菓子小売業	
4572	パン小売業	
4811	家具小売業	
4812	建具小売業	
4813	疊小売業	
4421	男子既制服小売業	
4422	男子注文服小売業	
4599	他に分類されない飲食料品 小売業のうち, 豆腐, かま ぼこ等加工食料品小売業	
8771	運動場	8051 運動場 (ゴルフ場を除く)
		8052 ゴルフ場
8795	遊園地	8061 公園
		8062 遊園地
8511	機械修理業	8311 一般機械修理業 (電気機械器 具修理業を除く)
		8312 電気機械器具修理業
8391	商品検査, 市場調査業	8521 調査, 計算サービス業
		8631 商品検査業
8811	病院	8811 一般病院
		8812 精神病院
		8813 結核病院
		8814 らい病院
		8815 伝染病院

8821 一般診療所	8821 有床の一般診療所
	8822 無床の一般診療所
	小分類(894)に上げて細分割
8911 弁護士、弁理士事務所	8711 弁護士事務所
	8712 弁理士事務所
	8941 し尿収集業
	8942 し尿処理業
9411 清掃業	8943 じんかい収集業
	8944 じんかい処理業
	8945 清掃事務所

VI 分類項目の新設、廃止について（別掲を除く）

1. 新 設

a 鉱業関係

(1) 129, 1291 その他の原油、天然ガス鉱業

b 製造業関係

(1) 1819 その他の畜産食料品製造業

(2) 1824 魚肉ハム、ソーセージ製造業

(3) 1825 水産練製品製造業

(4) 1826 冷凍水産物製造業

(5) 1859 その他の精穀製粉業（旧1852（小麦粉を除く）と旧1853を統合）

(6) 1874 米菓製造業（旧1879の一部を分離）

(7) 2089 その他のレース、繊維雑品製造業（旧2099の一部を分離）

(8) 2093 せん（剪）毛業

(9) 2195 刺しゅう業（旧2199の一部を分離）

(10) 2218 木材チップ製造業（旧2219の一を分離）

(11) 2434 ブックパインディングクロス製造業（旧2097の一部を分離）

(12) 2493 紙製衛生材料製造業（旧2499の一部を分離）

(13) 2631 石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）
(旧2639の一部を分離)

(14) 2632 脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）（旧2634、2639の一部を分離）

(15) 2633 メタン誘導品製造業（旧2634の一部を分離）

(16) 2638 合成ゴム製造業（旧2639の一部を分離）

(17) 2665 動物用医薬品製造業

- (18) 2822 プラスチック製はきもの、同付属品製造業
 - (19) 2892 医療衛生用ゴム製品製造業
 - (20) 3043 陶磁器製置物製造業（旧3049の一部を分離）
 - (21) 308 骨材、石工品等製造業
 - (22) 3143 冷間ロール成型形鋼製造業（旧3149の一部を分離）
 - (23) 3218 ウラン、トリウム第一次製錬、精製業
 - (24) 3291 核燃料製造業
 - (25) 3332 ガス機器、石油機器製造業（旧3339の一部を分離）
 - (26) 3466 プラスチック加工機械、同付属装置製造業（旧3478の一部を分離）
 - (27) 3477 油圧機器製造業（旧3471の一部を分離）
 - (28) 3552 電子計算機、同付属装置製造業（旧3569の一部を分離）
 - (29) 3562 工業計器製造業
 - (30) 3715 圧力計、流量計、液面計等製造業
 - (31) 3716 精密測定器製造業（旧3715の大部分を分離）
 - (32) 3717 分析機器製造業
 - (33) 3719 他に分類されない計量器、測定器、分析機器、試験機製造業（旧3715の一部および旧3759を統合）
 - (34) 3924 ギター製造業（旧3929の一部を分離）
- c 卸売業、小売業関係
- (1) 401, 4011 各種商品卸売業
 - (2) 4594, 4595 豆腐、かまぼこ等加工食料品小売業
 - (3) 471, 4711 自動車小売業
- d 金融、保険業関係
- (1) 5022 信託銀行
 - (2) 525, 5251 その他の特定目的金融機関
 - (3) 5316 中小企業信用保険公庫
 - (4) 54 投資業
 - (5) 5513 証券保有組合
 - (6) 5713 共済事業媒介代理業
- e 運輸、通信業関係
- (1) 6662 自動車ターミナル業
 - (2) 672, 6721 有線放送電話業
- f 電気、ガス、水道業関係
- (1) 722, 7221 工業用水道業
- g サービス業関係

- (1) 7591 会社、団体の宿泊施設（旧8099の一部を分離）
- (2) 7712 リネンサプライ（旧8399の一部を分離）
- (3) 7892 古綿打直し業（旧8199の一部を分離）
- (4) 8076 ポーリング場 } (旧8799の一部を分離)
- (5) 8077 ゴルフ、バッティング練習場 }
- (6) 862, 8621 業務用物品販貸業（旧8399の一部を分離）
- (7) 9149 その他の高等教育機関
- (8) 9191 職員訓練施設 } (旧9099の一部を分離)
- (9) 9192 職業訓練施設 }

2. 廃止

a 鉱業関係

- (1) 1012 砂金鉱業 (1011に含める)
- (2) 1013 白金鉱業 } (1019に含める)
- (3) 1014 砂白金鉱業 }
- (4) 1024 磁硫鉄鉱業 (1023に含める)
- (5) 1035 砂クロム鉱業 (1034に含める)
- (6) 1038 ニッケル鉱業 (1039に含める)
- (7) 1043 砂チタン鉱業 (1042に含める)
- (8) 1053 砂ウラン鉱業 (1051に含める)
- (9) 1051 カリウム鉱業 }
- (10) 1054 トリウム鉱業 } (1057に含める)
- (11) 1055 砂トリウム鉱業 }
- (12) 1222 圧縮天然ガス生産業 (1221に含める)
- (13) 123, 1231 天然アスファルト鉱業 (1299に含める)
- (14) 1229 その他の工業原料用鉱物鉱業
- (15) 1335 マグネサイト鉱業 (1339に含める)
- (16) 1336 ジアスボル鉱業 (1322に含める)
- (17) 1349 その他の陶磁器原料用鉱物鉱業 (1339に含める)
- (18) 1363 石けん石鉱業 }
- (19) 1365 工業用水晶鉱業 } (1399に含める)
- (20) 1365 方解石鉱業 }
- (21) 1367 電気石鉱業 }
- (22) 1375 絹雲母鉱業 (1359に含める)

b 建設業関係

- (1) 157 国営工事業
 (2) 158 公共工事業(国営を除く)
- } (直営で工事を施工するものは151~153に含める。建設工事の設計、監督などをするものは874に含める)

c 製造業関係

- (1) 1853 甘しお粉、馬鈴しお粉製造業 (1859に含める)
 (2) 1892 他に分類されない食用精製油脂製造業 (1913に含める)
 (3) 2026 特織紡績業
 (4) 2055 合成繊維織物機械染色整理業 (半合成繊維織物を含む) (2061~2063に含める)
 (5) 2049 その他のメリヤス製品製造業
 (6) 2059 メリヤス、繊維雑品染色整理業 (2066~2068に含める)
 (7) 2093 絹ラップ、ペニー製造業 (2099に含める)
 (8) 2439 その他の加工紙製造業 (2431, 2434に含める)
 (9) 2671 硬質、軟質木材乾りゅう業
 (10) 2672 天然なめし革剤、天然染料製造業
 (11) 2673 しょう脳、同関連製品製造業
 (12) 2679 その他の天然樹脂製品、木材化学製品製造業
 (13) 273 廃油再生業 (2799に含める)
 (14) 284 くずゴム製品製造業 (2899に含める)
 (15) 3123 原鉄製造業
 (16) 3124 純鉄製造業(純鉄粉を除く)
- } (3129に含める)
- (17) 3139 その他の製鋼および圧延業
 (18) 3143 繰目無鋼管製造業 (3144に含める)
 (19) 3153 その他のめっき鋼材、めっき帶鋼製造業
 (20) 3179 その他の銑鉄い物製造業
 (21) 3477 破碎機、ま碎機、選別機械製造業 (3431に含める)
 (22) 3653 航空機用プロペラ製造業 (3659に含める)
 (23) 3715 機械的測定機製造業 (3713, 3715, 3716, 3719に含める)
 (24) 3759 他に分類されない光学機械器具製造業 (3719に含める)

} 267 天然樹脂製品、木材化
学製品製造業を細分類 (26
98) に下げたことにより一
括2698に含める。

d 卸売業、小売業関係

- (1) 4931 石油小売業 (4932に含める)
 (2) 4952 中古自動車小売業 (4721に含める)

e 金融、保険業関係

- (1) 5024 貯蓄銀行
 (2) 503 信託会社
 (3) 5433 証券取引清算所

- (4) 5434 商品取引清算所
- (5) 5439 その他の取引所、取引清算所
- (6) 5513 生命保険組合
- (7) 5619 その他の保険媒介代理業
- d 運輸通信業関係
 - (1) 664 自家用倉庫（主産業と同じ産業に分類する）
- e サービス業関係
 - (1) 838 公団（他に分類されない）（主要な業務により当該産業に分類する）

VII その他

- a) 分類項目の再編成
 - 1. 13—非金属鉱業は、鉱物の性質により用途別の再編成をした結果、1323黒鉛鉱業、1361石綿鉱業、1362滑石鉱業、1364雲母鉱業、1368ひる石鉱業は139 その他の非金属鉱業に移し替えた。
 - 2. 373 医療機械器具、同付属品製造業は細分類で医療用の機械器具と医療用品に区分整理した。
 - 3. 268 医薬品の細分類項目は全般にわたり再編成した。
 - 4. 52 中小商工、庶民、住宅、医療金融業は全般にわたり項目の配列替えをおこなった
- b) 項目間の移し替え（別掲を除く）
 - 1. 2042 たて編メリヤス製造業中のたて編くつ下の製造は2054くつ下製造業へ、またたて編手袋の製造は2055メリヤス手袋製造業へそれぞれ移し替えた。
 - 2. 2663 界面活性剤中の合成洗剤は2652石けん、合成洗剤に移し替えた。
 - 3. 2693 殺虫剤、殺菌剤製造業中、農薬でないものは、2662医薬品製剤製造業へ移し替えた。
 - 4. 2695 香料、化粧品、その他の化粧用調整品製造業中の香料は 2694香料に移し替えた。
 - 5. 323 非鉄金属圧延、伸線、同合金製造業中の銅、鉛、アルミニウム、その他の非鉄金属の合金製造業は 322非鉄金属第二次製錬、精製業中のそれぞれへ移し替えた
 - 6. 3489 他に分類されない事務用、サービス用、家庭用機械器具製造業中の事務用機械器具は 3481事務用機械器具製造業へ移し替えた。
 - 7. 3631 自転車、リヤカー、同部分品製造業中のリヤカーは 3699他に分類されない輸送用機械器具製造業へ移し替えた。
 - 8. 4111 家具、建具卸売業中のマットレス卸売業は 4034寝具類卸売業に移し替えた
 - 9. 4036 生鮮魚介そう卸売業中の海そう類の卸売業は 4049その他の農畜産物、水産物卸売業へ移し替えた。

10. 4991 運動具, 娯楽用品小売業（がん具を除く）中の娯楽用品は 4992がん具, 娯楽用品小売業へ移し替えた。
11. 559 その他の保険業中の傷害, 盗難, 運送などの保険事業は5621火災海上保険株式会社, 5622火災保険相互会社へ, また共済事業は新設の5631共済事業へ移し替えた。